

参議院常任委員会調査室・特別調査室

論題	米不足・価格高騰問題 －米の安定供給に向けて－
著者 / 所属	新妻 健一 / 農林水産委員会調査室
雑誌名 / ISSN	立法と調査 / 0915-1338
編集・発行	参議院事務局企画調整室
通号	482号
刊行日	2026-3-16
頁	119-134
URL	https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/rip_pou_chousa/backnumber/20260316.html

※ 本文中の意見にわたる部分は、執筆者個人の見解です。

※ 本稿を転載する場合には、事前に参議院事務局企画調整室までご連絡ください (TEL 03-3581-3111 (内線 75020) / 03-5521-7686 (直通))。

米不足・価格高騰問題

— 米の安定供給に向けて —

新妻 健一

(農林水産委員会調査室)

1. はじめに
2. 米をめぐる状況
3. 米不足・米価高騰と政府備蓄米の市場放出
4. 政府の分析及び検証
5. 主な論点
6. 令和7年の増産機運の高まりと生産動向
7. 米の安定供給に向けた政府の対応策
8. おわりに

1. はじめに

令和6年夏に顕在化した米不足・価格高騰問題（「令和のコメ騒動」ともいわれる）は、食糧管理法（昭和17年法律第40号）下の平成5年大冷害（作況指数74）¹以来の米需給をめぐる問題となった。本件は、米の需要面における訪日外国人旅行者（インバウンド）の急増や6年夏の南海トラフ地震臨時情報発出後の需要増等に加え、供給面では酷暑等の影響による精米歩留まりの悪化に伴う流通量の減少等が背景にあったと考えられる。もっとも、6年産米の生産量自体は、作況指数101と「平年並み」の水準であったにもかかわらず

注：本稿では「農林水産大臣」を「農相」とし、肩書は当時で統一、また姓のみの記載とした。

¹ 平成5年産米の作柄は作況指数74の「著しい不良」となり5/6年の年間の必要供給量を国内産で確保することが不可能な状況となった。このため、不足分は緊急特例的に輸入することとし、円滑な供給に努めたが、流通・加工業者及び消費者における米の供給ひっ迫感、不安感の高まりによる米の買いだめ、買い急ぎ等により小売価格は上昇し、市場は混乱した。当時の国産米（精米）の価格は、5年の平均6,259円/10kg、6年2月6,919円/10kg、同年4月9,377円/10kgと上昇した。また、米の緊急輸入数量（5年10月から6年6月）は254.5万トン（国別内訳は米国53.7万トン、中国107.2万トン、豪州18.3万トン、タイ75.3万トン）であった（農林水産省「食料をめぐる情勢（参考資料）」（平13.6））。なお、15年改正前の主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成6年法律第103号（以下「食糧法」という。））下の15年冷害（作況指数90）では、14年産政府米（新米）13万トンの販売等の対応が講じられた（農林水産省「米の備蓄運営について①」（平23.5））。

作況指数は、作柄の豊凶を示すものとして長年公表されてきた（『日本農業新聞』（令7.10.24））。なお、作況指数の見直しについては後述（5（5）参照）。

ず、主食用米の不足と米価の高騰が生じ、さらに酒類や米菓の原料となる加工用米の不足が発生した。

以下、この問題の経緯及び主な論点を整理したい。

2. 米をめぐる状況

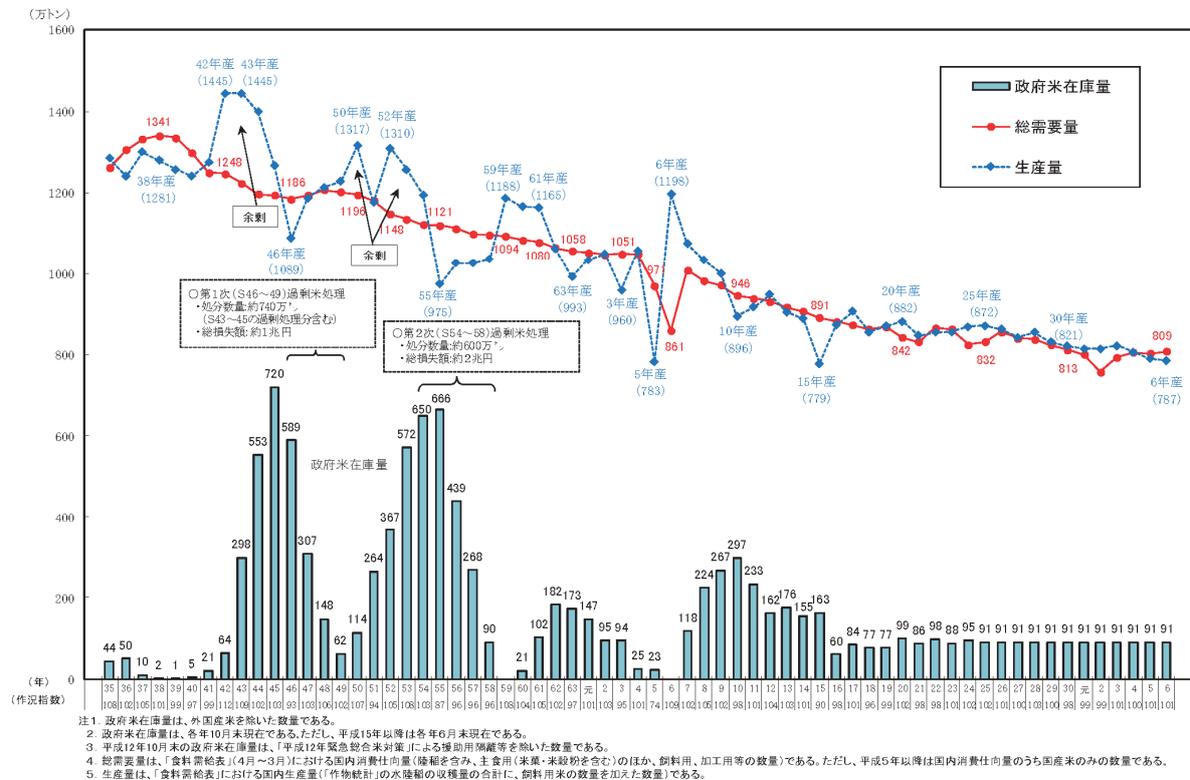
今般の問題を考えるにあたり、まず米をめぐる状況を概観したい。

(1) 主食用米の国内需給トレンド

米（主食用）は、昭和40年代以降、食生活の変化等による需要の減少と生産過剰が常態化していたことから、生産抑制と需要喚起の取組が長期にわたって講じられてきた。

米の総需要量1,341万トン記録した38年以降、米の需要は減少に転じたが、41年に米の生産量は需要量を超え42年には1,445万トン記録した（同年の需要量は1,248万トン）。その後、米の需要減と生産過剰基調は約半世紀の長期にわたり続き、その間、46年には生産調整が本格実施され、46年から49年及び54年から58年には「過剰米処理（合計約3兆円の国費投入）」が実施される等、長期にわたる課題であった。なお、米の一人当たり消費量は、37年度の118.3kg（約2俵）をピークに減少し、平成20年度には60kg（1俵）を割り込んだ（令和6年度は53.4kgとなった）。

図表1 米の全体需給の状況（昭和35年～）



(出所) 農林水産省「米をめぐる状況について」(令7.12)

(2) 米の輸出入

ア 米の輸出

米の輸出は、従来ほとんど行われていなかったが、近年、政府は米の需要拡大の取組として米の輸出を重視し、食料・農業・農村基本計画（令和7年4月11日閣議決定）は、輸出重点品目²の「米・パックご飯・米粉及び米粉製品」の2030（令和12）年の輸出額を922億円、輸出量は原料米換算で35.3万トンを目指すこととした³。米の輸出は、近年、年率10%を超えて増加しており、2025（令和7）年は154億円、対前年比17%増となった。米の更なる輸出拡大に向け、政府は、海外の規制やニーズ等に対応して継続して輸出に取り組む「フラッグシップ輸出産地」（7年12月末現在米は9産地）の取組等、輸出用米の生産拡大に取り組んでいる⁴。また、需要創出については、「日本食のプロモーションや商流構築、国内外一貫してつなぐサプライチェーンのモデル構築、日系外食企業（おにぎり屋、日本食レストラン等）の海外進出、インバウンドと輸出の好循環の形成等を推進し、使用量を拡大する。くわえて、パックご飯についても、簡単かつ手軽に日本産米を食することができるという特性を最大限訴求し輸出拡大を図る⁵」としている。さらに、生産から現地販売までのバリューチェーン全体を、「プロダクトアウト」から「マーケットイン」へ徹底的に転換⁶するとしている。

イ 米の輸入

米の輸入は、平成5年のガット・ウルグアイ・ラウンド農業合意を受け、7年度以降、最低限の輸入機会（ミニマム・アクセス（MA））の提供を受け入れ（12年度以降、毎年76.7万玄米トンを入力）、政府は、「米のミニマム・アクセス導入に伴う転作の強化は行わない」（5年12月17日閣議了解⁷）とした。このうち最大10万実トン⁸は、輸入業者と国内実需者の実質的な直接取引の売買同時入札（SBS）方式⁹で実施している。

MA米の輸入量は、平成7年4月から令和6年10月末までの合計で2,116万トン、このうち販売されたのは主食用（主に中食・外食向け）172万トン、加工用579万トン、飼料用968万トン、援助用336万トン等で、6年10月末現在の在庫量は41万トンとなっている。なお、6年度のMA米の国別輸入量は、米国34.6万トン、タイ28.6万トン、中国4.2万トン、豪州7万トン、その他2.4万トンであった¹⁰。

MA枠外の米輸入は、これまでインド産やタイ産の長粒種など600～800トン程度だっ

² 海外で評価される日本の強みがあり、輸出拡大の余地が大きく、関係者が一体となった輸出促進活動が効果的な品目（農林水産物・食品の輸出拡大のための輸入国規制への対応等に関する関係閣僚会議「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」（令7.5.30）4頁）

³ 食料・農業・農村基本計画（令7.4.11）26頁

⁴ 農林水産省「米の輸出をめぐる状況について」（令8.2）23頁

⁵ 食料・農業・農村基本計画（令7.4.11）26頁

⁶ 農林水産物・食品の輸出拡大のための輸入国規制への対応等に関する関係閣僚会議「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」（令7.5.30）3頁

⁷ 「ガット・ウルグアイ・ラウンド農業合意の実施に伴う農業施策に関する基本方針」（平5.12.17）

⁸ TPP11協定（平成30年12月30日発効、CPTPP）は既存の枠に加え豪州枠（最大8.4千実トン）を設定（「実トン」とは、精米か玄米かに関係なく、実際に輸入した数量をそのまま積み上げた単位）

⁹ Simultaneously Buy and Sell（買い手と売り手の連名による売買同時契約）

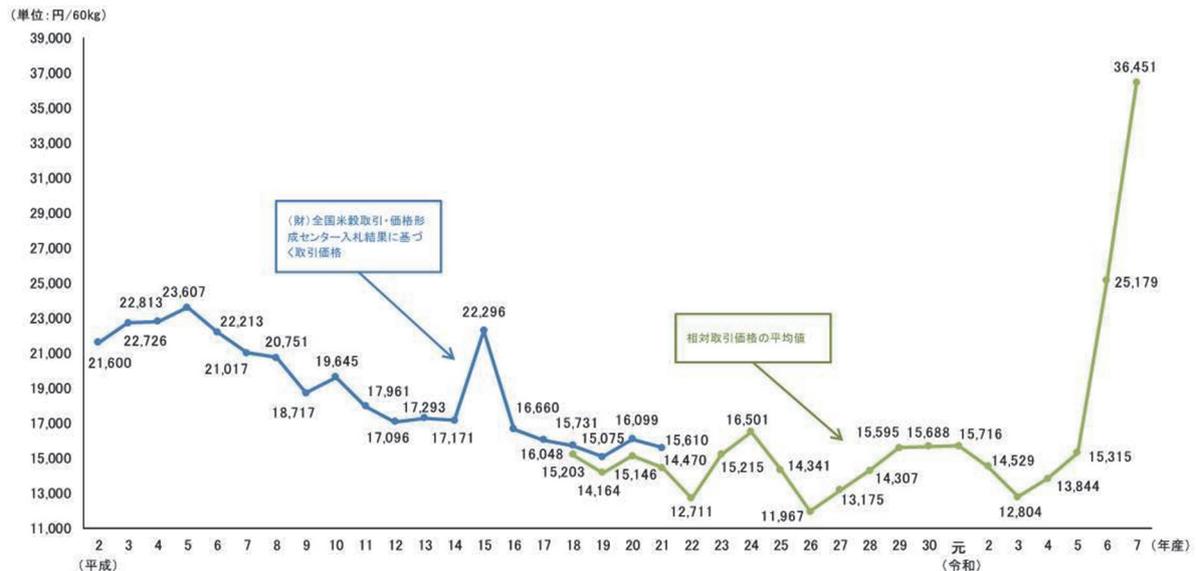
¹⁰ なお、2025（令和7）年7月22日の「日米間の枠組み合意についての共同声明」は、「ミニマム・アクセス米制度の枠内における米国産コメの調達量の75%増加を迅速に実施」としている。

たが、6年は合計1,015トン（うち米国産137トン）、そして7年は96,834トン（うち米国産75,638トン）と、6年に比べ、全体で約95倍、米国産は約552倍となった。

（3）米価の動向

令和5年産米の相対取引価格（出荷業者と卸売業者等間の取引価格、全銘柄平均）の動向をみると、新米の収穫から出回りにあたる5年9月から6年3月頃は、概ね15,000円台／60kgと比較的安定していた。ただ6年2月には「政府備蓄米入札に手控え感¹¹」と先高観が報じられていた。その後、4月になると加工用米等の集荷停滞や仕入価格上昇の懸念が¹²、そして5月には「コメ6～8割高騰、猛暑不作にインバウンド需要が拍車¹³」と報じられた。そして夏を迎えると米の価格上昇と店頭での米の欠品といった米不足が顕在化、相対取引価格の年間平均価格は、5年産15,315円／60kgから6年産25,179円／60kgへ6割超上がった。その後、7年産（出回りから8年1月までの平均価格（速報値））は、36,451円／60kgとなるなど、5年産の2倍を超える価格水準となっている（図表2）。

図表2 長期的な主食用米の価格の動向



資料：(財)全国米穀取引・価格形成センター入札結果、農林水産省「相対取引価格」

注1：価格には、包装代、運賃、消費税相当額等を含む。

注2：年産別平均価格（令和7年産は、出回りから令和8年1月までの速報値）。

※ コメ価格センター取引は、自主流通米の指標価格の形成を図るために実施されていたが、平成16年の食糧法改正により計画流通制度が廃止され、義務相場がなくなったこと等を背景に取引が低調となり、平成21年産をもって取引を中止。

・ コメ価格センター取引が低調となったことを受けて、コメ価格センター取引価格の指標性を確認する観点から、相対取引価格について、農林水産省が18年産米から年間取扱数量5,000t以上の全国出荷団体等と卸売業者の取引価格を調査、公表。その後も米の価格動向を把握するため引き続き実施。

(出所) 農林水産省「令和7年産米の相対取引価格・数量」(令8.1)(速報)

また、スーパーでの販売価格も、5年は2,000円／5kg程度で安定的に推移していたが、6年春先から徐々に上昇、7年半ばに2,400円／5kg、8月終わりに2,800円／5kg、10月には3,200円／5kg、さらに7年1月に3,600円／5kg、そして5月には4,285円／5

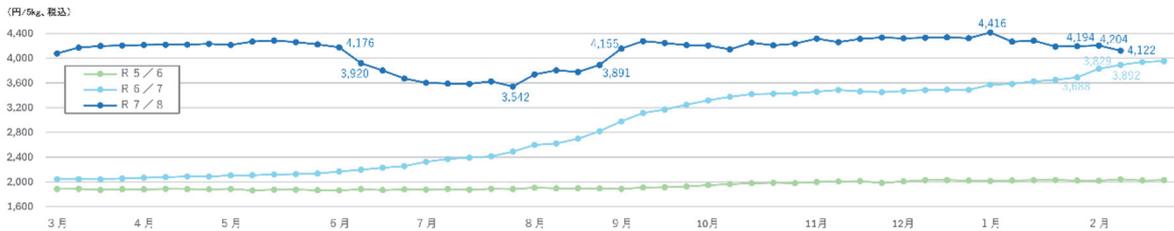
¹¹ 『日本経済新聞』(令6.2.14)。同記事は、備蓄米は、「コメの生産者にとっては確実な販売先となる。収穫後の民間の取引価格が下がるとの見方が広がれば、入札は多くなりやすい。」としている。

¹² 『日本経済新聞』(令6.4.11)、『朝日新聞』(令6.5.14)等。

¹³ 『日本経済新聞』(令6.5.21)

kg となった。その後、政府備蓄米が市場に出回った 7 月下旬は 3,542 円 / 5 kg に下がったものの、その後、再び上昇に転じ、7 年 12 月 29 日の週に 4,416 円 / 5 kg と過去最高値を記録、その後、弱含みで推移し 8 年 2 月 9 日の週は 4,122 円 / 5 kg となった（図表 3）。

図表 3 スーパーでの販売価格の推移（POS データに基づき作成、全国・週次）



資料：(株)KSP-SPが提供するPOSデータに基づいて農林水産省が作成
 注1：(株)KSP-SPが提供するPOSデータは、全国約1,000店舗のスーパーから購入したデータに基づくものである。
 注2：週次データを月ベースに当てはめているため、実際の月とは若干異なる場合がある。
 注3：ブレンド米等には、ブレンド米の注か、PB商品等も含まれる。
 注4：ラウンドの強弱で対前週比等の数値は一致しないことがある。

（出所）農林水産省「スーパーでの販売数量・価格の推移」（令和 8 年 2 月 9 日の週の平均価格）

3. 米不足・価格高騰と政府備蓄米の市場放出

（1）政府備蓄米の市場放出までの状況

米不足の懸念を伝える報道は、令和 6 年 8 月頃には頻繁に報じられるようになっていたが、坂本農相は、米の需給ひっ迫を否定していた。例えば「主食用米の需要は、年々減少傾向にある中で、年間の需要量 702 万トンに対する民間在庫量の比率を見ると 22.2% となっており、これは平成 23 年や平成 24 年の同時期とほぼ同水準であることから、新米の出回りまでに必要な在庫水準は確保されていると認識している。このため、現時点で主食用米の全体需給としては、ひっ迫している状況であるとは考えていない」（8 月 2 日会見¹⁴）とし、また、政府備蓄米の市場放出の要望について「備蓄米であるので、かなりのことがない限りは、流通関係に影響を与える恐れがあるため、そこは慎重に考えなければいけない」（8 月 27 日会見）とした。さらに「現状においては、南海トラフ地震臨時情報とその後の地震等による買い込み需要などを背景とする、今般の短期的な米の品薄状況などに対しては、今後新米の出回りも踏まえれば、（備蓄米の放出には）慎重になるべきと考えている」（8 月 30 日会見）とした。

（2）一般競争入札による市場放出

令和 6 年 11 月 12 日に就任した江藤農相は、米価がその後も高騰を続けていたことを踏まえ、備蓄米の放出について、広範な議論が必要な課題とした（12 月 20 日会見）。その後、7 年 1 月 31 日、政府備蓄米の市場放出に向けて、「米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針¹⁵」（以下「基本指針」という。）の政府備蓄米にかかる規定を見直し、従前の「大凶作や連続する不作などにより、民間在庫が著しく低下するなどの米が不足する時（放出）」

¹⁴ 「農林水産大臣記者会見」は会見期日とともに「会見」と記した。

¹⁵ 食糧法第 4 条は「農林水産大臣は、米穀の需給及び価格の安定を図るため、政令で定めるところにより、毎年、米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針（以下「基本指針」という。）を定めるものとする。」とし、同条第 4 項は「農林水産大臣は、基本指針を定めようとするときは、食料・農業・農村政策審議会の意見を聴かなければならない。」としている。

及び「不作以外の災害等による緊急事態により、主食用米等の需給見通しに沿った「主食用米等供給量」の確保に支障が生じる場合（代替供給）」に加え、「主食用米の円滑な流通に支障が生じる場合であって、農林水産大臣が必要と認めるときは、備蓄の円滑な運営を阻害しない範囲で、買受資格者に対する主食用としての備蓄米の売渡しを、政府が当該買受資格者から一定期間後（1年以内）に当該備蓄米と同等量の国内産米の買入れを行うとの条件を付した上で、できる（買戻し条件付き売渡し）」ことへと変更した。

そして、2月14日、江藤農相は、流通が滞ってスタックしている状況を何としても改善したいとして「政府備蓄米の買戻し条件付き売渡しに係る一般競争入札¹⁶」（入札米）の実施を決定、3月に第1回及び第2回、4月に第3回を実施、合計31万2,296トンが落札された。なお、米価の高騰が続いていたことから、農林水産省は、主食用米の供給確保と市場価格の安定を優先するため、例年1月頃に実施している政府備蓄米の買入入札（播種前契約）を7年産については実施しないこととした。

図表4 政府備蓄米の買戻し条件付き売渡しの状況

販売対象者	販売対象米穀・数量
以下の条件を全て満たす者 ・年間の玄米仕入量が5,000トン以上の集荷業者 ・8月末までの卸売業者等への販売の計画・契約を有する者（入札の際に当省に販売計画等を提出）	申込上限数量：「売渡予定数量」×「申請者の集荷数量のシェア」に基づき 上限を設定 対象米穀：令和6年産米、5年産米 対象数量：第3回（4月）まで：31万トン
販売価格 今般の政府備蓄米の販売にあたっては、「財政法」及び「予算決算及び会計令」に基づき、現在の価値（市場価格等）により最低販売価格を設定し、競争入札を実施。	【入札結果】 第1回入札（執行日：3月10日～12日、公告日：3月3日） 契約数量：141,796トン 落札価格：21,217円/60kg → 3月18日以降引渡し 第2回入札（執行日：3月26日～28日、公告日：3月19日） 契約数量：70,336トン 落札価格：20,722円/60kg → 4月11日以降引渡し 第3回入札（執行日：4月23日～25日、公告日：4月16日） 契約数量：100,164トン 落札価格：20,302円/60kg → 5月14日以降引渡し ※落札価格は、各回において落札された販売区分の加重平均
卸売業者等への販売状況の報告・公表 ・買受者から販売数量・金額を隔週で農林水産省へ報告 ・報告内容は当省で取りまとめ、農林水産省HPで公表	

（出所）農林水産省「米の需給に関する参考資料」（令7.12.24）

（3）政府備蓄米の随意契約による市場放出

入札米は4月に入って徐々に市場に出回り始めたが、米価高騰は続いた。こうした中、5月21日に就任した小泉農相は同日の会見で、「米について、消費者に安定した価格で供給できるように（中略）、石破総理からは、随意契約を活用した備蓄米の売り渡しを検討するよう、指示があった」として、公示済の4回目の一般競争入札（5月28日から30日まで）の取りやめを決定、国が提示した販売価格で買戻し条件なしに対象業者に売り渡す「随意契約による政府備蓄米の売渡し」（随契米）を5月26日に開始した^{17、18}。これについて小泉農相は、「私たちとしては、これはじゃぶじゃぶにしてかなきゃいけないんだと、そう

¹⁶ 農林水産省「米の流通安定化に向けた対策パッケージ」（令7.5.16）で、原則1年内としていた買戻し条件を原則5年以内と変更することとした。

¹⁷ 令和7年5月26日に大手小売業者を対象に22万トン（4年産20万トン、3年産2万トン。同30日に対象を中小小売業者に6万トン、精米可能米穀小売店に2万トンへ拡大）、6月11日に20万トン（3年産10万トン、2年産10万トン。同20日に中食・外食（給食等）に拡大）の申込受付、その結果、最終的な申込確定数量は279,976トンとなった（農林水産省「随意契約による政府備蓄米の売渡しの状況」（令7.9.30））。

¹⁸ 農林水産省は、令和7年5月28日に基本指針を変更し、備蓄米の買受資格者が小売業者その他農産局長が定める者である場合においては、買戻し要件を付すことを要しないこととした。

じゃなかったら価格は下がらないと、その思いでやるんだということで、あらゆる選択肢は持ちながら向かいたい」（6月10日会見）とした。

図表5 随意契約による政府備蓄米の売渡しの状況

販売対象者	販売対象米穀・数量(9月30日時点)
① 大手小売業者 (年間 10,000トン以上の取扱数量 (見込み含む)) ② 中小小売業者 (年間 1,000トン以上、10,000トン未満の取扱数量 (見込み含む)) (これらの共同購入を含む) ③ 精米能力を有する米穀小売店 (これらの共同購入を含む) ④ 中食・外食(給食等)事業者 (これらの共同購入を含む)	(1) 5月26日・27日申込受付 <対象・数量> ①大手小売業者 22万トン(4年産20万トン、3年産2万トン) →申込確定: 200,638トン [59社] (4年産187,940トン、3年産12,698トン) (2) 5月30日～申込受付 <対象・数量> ②中小小売業者: 6万トン(3年産) ③精米能力を有する米穀小売店: 2万トン(3年産) →申込確定: ②28,074トン [185社] ③10,531トン [269社] (3) 6月11日～申込受付 <対象> ①大手小売業者、②中小小売業者、③精米能力を有する米穀小売店 ④中食・外食(給食等)事業者(6月20日～申込受付) <数量> 3年産10万トン、2年産10万トン うち3年産10万トンと中小小売業者向けの残余の約2万トン(3年産)を先行 [して売渡し →申込確定: ①16,913トン[15社] ②5,192トン[56社]③7,766トン[140社] ④10,862トン[182社] 合計 申込確定数量 279,976トン[906社]
販売価格(税抜) 令和4年産: 11,010円/60kg 令和3年産: 10,080円/60kg 令和2年産: 9,140円/60kg	※数量は玄米ベース
買受者からの販売状況の報告・公表 ・販売数量・金額を隔週で農林水産省へ報告 ・POSデータを毎週報告(④には求めない) ・報告内容は当省で取りまとめ、農林水産省HPで公表	

(出所) 農林水産省「米の需給に関する参考資料」(令7.12.24)

4. 政府の分析及び検証

農林水産省は、問題の顕在化から間もない令和6年10月、「令和6年端境期の需給状況に関する分析」(図表6)を、その後、政府備蓄米が市場に出回った7年8月、「今般の米の価格高騰の要因や対応の検証」(図表7)を公表、前者は、各流通段階からの供給が追いつかない状況が発生したとし、後者は、生産量と需要量について見込みと現実に乖離があった可能性を示した。

図表6 令和6年端境期の米の需要と供給の動向の背景・原因を踏まえた今後の対応

【分析で明らかになったこと】 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 各流通段階における供給状況は、昨年と同程度から昨年以上に供給が行われていたが、8月の南海トラフ地震臨時情報等を受けた買い込み需要に各流通段階からの供給が追いつかない状況が発生した。 ✓ 今年の春以降から情報収集や働きかけは行っていたが、品薄に関する特別な情報発信や流通関係者への働きかけは品薄状況が顕在化した8月下旬からの取組となった。 ✓ 在庫量に占める業務用向けと小売向けとの比率は卸売業者によって大きく異なり、端境期において、必ずしも小売向けの比率が少なかった卸売業者だけではなかった。また、業務用向けの契約分を取り崩して小売向けに販売を行った卸売業者も存在。
【分析を受けた対応】 消費者、流通関係者等に対する適時・適切に把握し、情報発信するため、以下の取組を行う。 ① 主要集荷業者・卸売業者に対する端境期前(6月以降)から端境期(9月中旬)までの集荷量、販売量、在庫量の週次調査の実施 ② 卸売業者等やスーパー・米穀店等への流通実態に関する定期的なヒアリング ③ 米の流通の現状のポイントをまとめて発信するなど消費者にもわかりやすい情報発信 ④ 米の需給に関する基本的な情報についての月例記者ブリーフィングの開催

(出所) 農林水産省「令和6年端境期の需給状況に関する分析」(令和6年10月)

図表 7 今般の米価高騰の要因と対応の検証、今後の方向性

<p>《検証》</p>
<p>(1) 農林水産省は、人口減少等による需要のマイナス・トレンドの継続を前提として、翌年産の需要量の見通しと生産量の見通しを作成（令和4年秋・令和5年秋）。また、生産量の見通しにおいても、精米歩留まりが低下していることを考慮していなかった。</p> <p>他方、実際の生産量及び在庫量から計算した需要量(玄米ベース)は、令和4/5年と比較して、令和5/6年、6/7年は増加。また、精米と精数量から推計した需要量(精米ベース)でも、令和4年産と比較して、令和5・6年産は増加。</p> <p>その要因は、高温障害等により精米歩留まりが悪かったことから、玄米ベースでの必要量が増加したこと（供給面の要因）に加え、インバウンド需要や、家計購入量の増加など一人当たり消費量の増加によるものと考えられる。</p> <p>この結果、生産量は需要量に対し不足（令和5/6年：40～50万トン程度（需要量比：6～8%程度）、令和6/7年：20～30万トン程度（需要量比：4～5%程度））し、民間在庫を取り崩し、需要量に見合う供給量を確保せざるを得なかった。</p>
<p>(2) 民間在庫は、多くが既に売り先が決まっているものであり、緊急事態に対応できるバッファーになり得ない状況。</p> <p>民間在庫の減少に伴い、流通段階では、次年度の端境期に米が不足するとの不安から競争が発生。卸売業者等では、新規の調達ルートを開拓したり、同業者間で取引するスポット市場を通じて、比較的高い価格の米を調達。</p>
<p>(3) これらが米価高騰の要因となる中、農林水産省は、生産量(玄米ベース)は足りているとの認識の中で、</p> <p>①流通実態の把握に消極的であり、マーケットへの情報発信や対話も不十分。</p> <p>②政府備蓄米についても、不作時に備蓄米を放出するというルールの下、放出時期が遅延。</p> <p>こうした対応の下で、卸売業者等の不安感を払拭できず、更なる価格高騰を招致。</p>
<p>《今後の方向性》</p>
<p>①需給の変動にも柔軟に対応できるよう、官民合わせた備蓄の活用や、耕作放棄地も活用しつつ、増産に舵を切る政策への移行</p> <p>②農地の集積・集約、大区画化や、スマート農業技術の活用、新たな農法（節水型乾田直播等）等を通じた生産性の向上</p> <p>③米国の関税措置による影響を分析しつつ、増産の出口としての輸出の抜本的拡大</p> <p>④精米ベースの供給量・需要量や消費動向の把握等を通じた、余裕を持った需給見通しの作成と消費拡大</p> <p>⑤流通構造の透明性の確保のための実態把握や流通の適正化を通じた消費者・生産者等の納得感の醸成</p> <p>⑥作物ごとの生産性向上等への転換、環境負荷低減に資する新たな仕組みの創設等を通じた水田政策の見直し（令和9年度）等</p>

（出所）農林水産省「今般の米の価格高騰の要因や対応の検証」（令和7年8月）

5. 主な論点

（1）米の需給状況に関する政府の認識

令和6年春先には米需給のひっ迫の現状が問われ、農林水産省は、ひっ迫している状況にはないとしつつ、欲しい銘柄、あるいは値ごろ感のある銘柄が欲しいという中でなかなか手に入らないところも出てきていることは承知している¹⁹とした。その後、米価が高騰して米が手に入らない現実があり、備蓄米を少しでも出してほしいとの要望に対し、坂本農相は、主食用米の全体需給としてはひっ迫している状況にあるとは考えておらず、主食用向けに政府備蓄米を放出することは考えていないとした²⁰。また、米の需要について、減少傾向が続いているのか下げ止まり傾向にあるのか認識を問われ、現下の需要動向のみをもって需要が下げ止まったと判断できるものではなく、少なくとも今後数年の需要動向を見た上で判断すべき（7月26日会見）とした。さらに、政府備蓄米の市場放出については、一部に主食用として放出を求める意見もあるが民間流通が基本となっており、米の需給や価格に影響を与える恐れがあるため慎重に考えるべき（8月30日会見）とした。

この間、農林水産省は、8月27日及び9月6日に、米の集荷業者・販売業者に向けて、主食用米の円滑な流通の確保に向けた対応を要請する通知を発出、坂本農相は、2回にわたり卸売業者の方々に協力を申し入れ、非常に効果が出ているとし、「今後、新米が順次供給され、円滑な米の流通が進めば、需給バランスの中で、一定の価格水準に落ち着いてくるものと考えている」（9月17日会見）とした。

¹⁹ 第213回国会参議院農林水産委員会会議録第12号29頁（令6.5.28）

²⁰ 第213回国会参議院農林水産委員会会議録第16号25頁（令6.6.11）

（２）米価に対する政府の関与のあり方

令和 6 年 11 月に就任した江藤農相は、前述の通り、7 年に入ると政府備蓄米の市場放出に踏み切った。この理由について江藤農相は、「政府が価格に直接コミットすることは、原則的にはあまりあるべき姿ではないとした上で、「いわゆる流通上のスタックを解消する意味での放出」（2 月 7 日会見）とした。

4 月に入って入札米が徐々に出回り始めても米価高騰が続く中、石破内閣総理大臣は、米のあるべき価格水準を問われ、「米の商品特性によく着目をしながら、米は 3,000 円台でなければならないと思っております。4,000 円台なぞということはあってはならない²¹」と、政府として初めて言及した。そして、小泉農相は 5 月 21 日の就任会見で、「（総理が明言した）3,000 円台と言うことの思いを私としても、共有をしながら農政を進めていきたい」とした。そして、「まずは 2,000 円台で備蓄米が並んでいるということを実現し、結果として、あまりにも高い米の価格を抑制することをもって（中略）米離れを防いでいきたい」

（5 月 23 日会見）と価格へのコミットの考えを示した。この点について小泉農相は、あるべき姿として、常時価格に政府が介入することは良くないとした上で、「今回の事態は平時な環境ではなく異常事態のような状態だからこそ、備蓄米を活用して、そして随意契約という形でスピード感を持って届けなければいけない状況²²」とし、そして、「1 回この 4,200 円のものに 2,000 円のもの、あるいは 1,800 円のもの、ここを入れていくことによってマーケット全体の動きを適正化、また冷静にしていかなければいけない²³」とした。

10 月 21 日に就任した鈴木農相は、「私の立場で価格が高いとか安いとか、こういったことは申し上げません。価格はマーケットの中で決まるべきものだろうと思います」（10 月 22 日会見）としている。

（３）流通実態の把握のあり方

農林水産省は、問題の主な要因を、流通上のスタックとして、米の流通実態の把握に取り組んだ。この点、食糧法は年間 20 精米トン以上の出荷・販売を行う事業者は届出を行うとされているところ²⁴、この要件の引き下げの検討、また、調査、分析を強化し流通状況の把握に努めていきたいとの考えを示し²⁵、さらに、集荷業者以外の事業者への出荷が大きく増加するなど、流通の状況に大きな変化がみられており、米の流通について一層の可視化が必要と考えているとした²⁶。

²¹ 第 217 回国会国家基本政策委員会合同審査会会議録第 2 号 6 頁（令 7.5.21）

²² 第 217 回国会参議院農林水産委員会会議録第 11 号 23 頁（令 7.5.29）

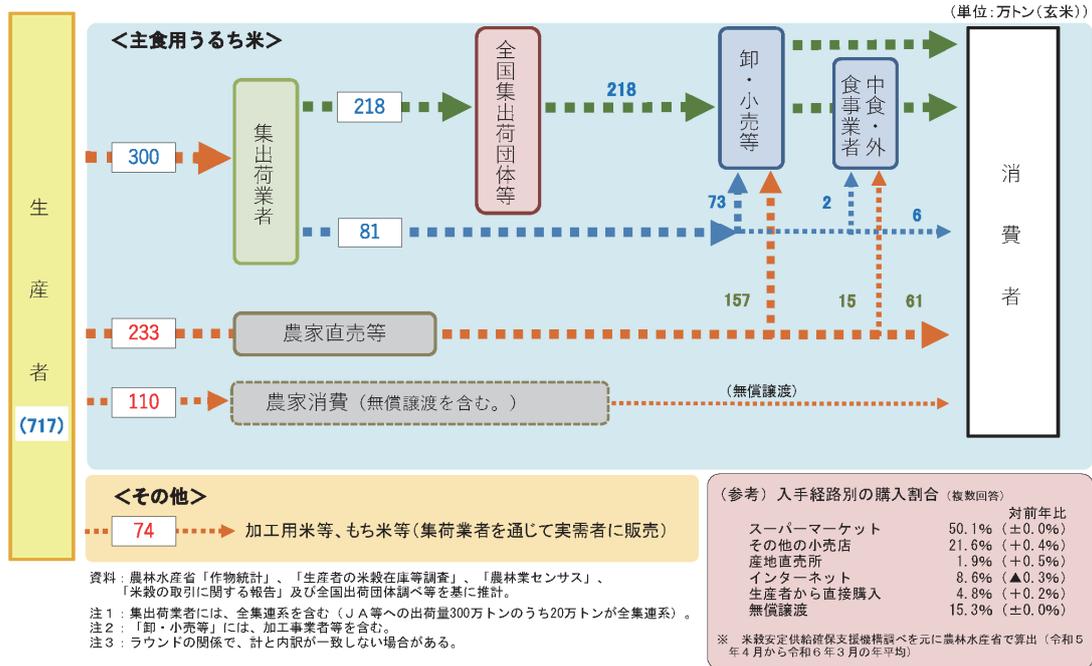
²³ 第 217 回国会参議院農林水産委員会会議録第 11 号 14 頁（令 7.5.29）

²⁴ 食糧法第 47 条、同法施行規則第 27 条

²⁵ 第 217 回国会参議院農林水産委員会会議録第 3 号 2 頁（令 7.3.24）

²⁶ 第 217 回国会参議院農林水産委員会会議録第 14 号 4 頁（令 7.6.10）

図表 8 米の流通経路別流通量の状況（令和5年産米）



(出所) 農林水産省「今般の米の価格高騰の要因や対応の検証」（令7.8）

(4) 政府備蓄米をめぐる論点

ア 政府備蓄米の市場放出（一般競争入札と随意契約）

政府備蓄米の市場放出に関し、令和7年5月からの随意契約による実施について、随意契約には恣意的な部分も含まれる可能性や業界との癒着等への懸念が示された。さらに、前任者の江藤農相が政府としては、会計法上、国民の財産だから競争入札でないとできないと言っていたにもかかわらず、これを可能とした理由が問われた。これに対し小泉農相は、「これまで備蓄米の売渡しは、公平性を保つことも考慮しつつ、会計法の規定に基づいて、原則である競争入札によるもので実施をした。一方で、3月17日から4月27日までの間で集荷業者に引き渡した21万トンのうち、小売、中食、外食事業者まで流通したのは約1割にとどまっており、備蓄米が広く行き渡らない状況があるのも事実。(中略) 消費者の皆様は早く安定した価格で米を提供できるように、従来の競争入札による備蓄米の売渡しを改める必要があった。その際、小売業者からは、(中略) 業者数が多く価格が引き上げられるおそれがあるといった意見もあったことから、競争入札ではなく、契約の目的が競争を許さないものとして、随意契約により直接小売業者に売り渡すという判断をした」とし、「会計法所管の財務省とも相談をしながら確認をして、今回、目的を変えるという形の中で、農水省の判断と責任をもって、ここは法律とも整合するといった理解を得られ、最終的に農水大臣として判断した」とした^{27, 28}。

また、入札米の放出開始後も米が市場に流通しない状況に対して、小泉農相は、「流通

²⁷ 第217回国会参議院農林水産委員会会議録第11号23頁・24頁（令7.5.29）

²⁸ 会計法は、随意契約ができる場合を、契約の性質又は目的が競争を許さない場合、緊急の必要により競争に付することができない場合及び競争に付することが不利と認められる場合等とする（会計法第29条の3）。

の中の不足感が解消しないので、今回は随意契約で流通、小売の方に直接届けるという形を取った²⁹⁾とした。なお、「主食が、1年で2倍、2.5倍、米の価格が高騰するという手をこまねいて何もせずにマーケット任せにするというのは、私は世界の中でそんな政府は無いのではないか³⁰⁾」とした。

一連の市場放出で、6年産米、入札米（6年産、5年産）、随契米（4年産、3年産、2年産）と3つの価格帯の米が市場に混在することとなった。そのため、消費者の混乱を招く懸念や入札米と随契米が、同じ備蓄米として競争下にさらされることによる米業者の不公平感が指摘され、小泉農相は、「物が違うから値段も違うということもしっかりと周知をさせていただいた上で、消費者の選択に多様性が出てくるということは、私は前向きに受け止めていただければいいのではないかと³¹⁾」とし、また、「仮に、競争入札で契約をされた方々が不公平感を感じて返還したいということがあれば、対応し、有効に活用する³²⁾」とした。

イ 市場流通スピード

政府備蓄米の放出手続きの後も市場供給は遅々として進まなかった。そのため、政府備蓄米が消費者に適時適切に届かなかった要因を徹底的に分析して非常時に政府備蓄米が確実に届くシステムを構築しなければならないとの指摘があり、小泉農相は、入札米の上からだんだんと流していくという形と、随契で直接小売に流していくといった全く違うやり方をしたことが課題を浮き彫りにした面もある、との認識を示した上で、「今回、本当に万が一の有事のときに、相当流し方を考えなければスピード感を持って届かないということも分かったと思いますので、ここは米の安定供給等実現関係閣僚会議も含めて、しっかり今後の備蓄政策全般についても議論をしなければならない³³⁾」とした。

ウ 適正備蓄水準

食糧法は、米穀の備蓄について、政府が米穀の需給及び価格の安定を図るため、米穀の需給の適確な見通しを策定し、これに基づき行うものとしている（第2条第1項）。そして政府は、米穀の生産量の減少によりその供給が不足する事態に備え、必要な数量の米穀を在庫として保有し（第3条第2項）、その適正水準は、10年に1度の不作（作況指数92）、または通常程度の不作（作況指数94）が2年連続した事態に対応しうる水準として100万トン程度としている³⁴⁾。

備蓄の運営方式には、①毎年一定量を主食用価格で買い入れ、一定期間備蓄した後に非主食用（飼料用等）として販売する「棚上備蓄方式」と、②出来秋に主食用価格で買い入れて、備蓄後に主食用として販売する「回転備蓄方式」があり、平成23年度以降、適正備蓄水準を100万トンとする棚上備蓄方式で実施、毎年の作付前に20万トンを買入契約し、5年程度備蓄した後に20万トン飼料用等の非主食用として売却してきた。

²⁹⁾ 第217回国会参議院農林水産委員会会議録第11号4頁（令7.5.29）

³⁰⁾ 第217回国会参議院農林水産委員会会議録第14号2頁（令7.6.10）

³¹⁾ 第217回国会参議院農林水産委員会会議録第11号5頁（令7.5.29）

³²⁾ 第217回国会参議院農林水産委員会会議録第11号20頁（令7.5.29）

³³⁾ 第217回国会参議院農林水産委員会会議録第14号2頁（令7.6.10）

³⁴⁾ 農林水産省「米をめぐる状況について」（令7.3）

今般、政府備蓄米の市場放出前の在庫量（令和7年3月末）は96万トンだったが、市場放出によって、放出後の在庫見通しは29.5万トンとなった。これについて、将来に備えた計画的な備蓄の必要性及び備蓄米の（適正）水準が維持できなくなれば国家として不測の事態に対応できなくなる懸念等が問われ、江藤農相は、極端に減ることは国民に不安を与えることにつながる³⁵。他方、小泉農相は、東日本大震災のときでも4万トン、熊本地震でも90万トンの放出実績だったことを含めしっかりと国民に説明し、仮に備蓄米を全部放出した後は、「ミニマム・アクセス米の活用も可能³⁶」とした。さらに、適正備蓄水準の回復は、「価格の高止まりが解消され、国が買い戻す環境が整った場合には、備蓄米の放出数量と同数量を買うなど柔軟に対応して、適正備蓄水準を計画的に回復していく³⁷」とした。

エ 備蓄倉庫業者等への支援

政府備蓄米の大量放出は、契約手続きや輸送等の手配のため農林水産省の職員が多く携わり³⁸、輸送業界や倉庫業者の協力の下で実施された。この点、政府の判断で在庫がゼロとなった倉庫業者は急激な減収に直面したことから支援の必要性が問われ、農林水産省は、政府備蓄米を保管していない期間について倉庫事業者の方々に保管料を支払うということにはなかなかならないが、必要な検証を行い対応していきたい³⁹とし、小泉農相も「省内で検討したい⁴⁰」とした。その後、鈴木農相は、備蓄運営に必要な経費として、緊急放出によって生じた空きスペースに係る年度末までの保管料相当額、これに加え、人件費や輸送費のかかり増し経費を手当てするための予算を令和7年度補正予算案に計上しているとした⁴¹。

オ 加工用米等の生産減少と政府備蓄米の放出

今般の問題は、主食用米だけの問題ではなく、お酒、みそ、米菓等向けの「加工用米」及び飼料用米、米粉用米及び輸出用米等の「新規需要米」といった「用途限定米穀⁴²」（以下「加工用米等」という。）の問題に直結した。玄米は集荷段階で篩^{ふるい}を用いて選別され、ふるいに残った整粒（ふるい上米）は主食用米として流通し、ふるいから落ちた米（ふるい下米）は一般的に加工用等に用いられる。このふるい下米について6年は酷暑による影響で粒自体は大きく育ちふるいからは落ちないが白濁や未登熟となる米が発生して精米歩留まりが低下したことで、ふるい下米、精米供給量ともに減少した。なお、ふるい下米の発生量は近年50万トン程度だったが、5年産は32万トン程度、6年産は40万トン程度だった⁴³。

加工用米等は、これまで水田活用の直接支払交付金の支援対象（戦略作物）とされて

³⁵ 第217回国会参議院農林水産委員会会議録第3号3頁（令7.3.24）

³⁶ 第217回国会参議院農林水産委員会会議録第12号21頁（令7.6.3）

³⁷ 第217回国会参議院農林水産委員会会議録第14号19頁（令7.6.10）

³⁸ 第219回国会参議院農林水産委員会会議録第2号13頁（令7.11.20）

³⁹ 第217回国会参議院農林水産委員会会議録第12号6頁（令7.6.3）

⁴⁰ 第217回国会参議院農林水産委員会会議録第12号18頁（令7.6.3）

⁴¹ 第219回国会衆議院予算委員会会議録第7号39頁（令7.12.10）

⁴² 農林水産省生産局長「需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領（令7.3.19一部改正）」

⁴³ 農林水産省「米をめぐる状況について」（令7.12）

おり、令和6年産の生産量は、加工用米は27.2万トンで10年前の26.6万トン（平成26年産）とほぼ同水準、新規需要米は61.5万トンと10年前の21.8万トンから大きく増えた（新規需要米の内訳は、飼料用米が18.6万トンから52.2万トン、輸出用米等が0.6万トンから6.1万トンに増加）⁴⁴。しかし、7年産は主食用米の作付が137万haと前年比10万ha拡大したため、その分、加工用米等の作付が減少した。

加工用米等の供給不足や価格高騰について、日本酒の製造に用いる原料米の入手が困難になることは地場産業や日本文化にとって致命的なことになりかねないとの指摘があり、これに対し農林水産省は、主食用米の相対価格が今年は非常に高い状況になっており、7年産米の酒造好適米あるいは加工用米といったものの契約の積み上げについて酒造業者は大変苦勞されているとの認識を示した⁴⁵。

その後、7月30日、農林水産省は6年産の加工原材料用米穀の取引価格の高騰や7年産米における加工用米等の作付意向の減少を踏まえ、国産加工原材料用米穀の実需者を対象に、2年産の政府備蓄米（玄米5.3万トン、精米2.2万トンの計7.5万トン）を加工原材料用に販売することとし、累計で5.2万トンの申請があった。

（5）作況指数から作況単収指数への変更

米の豊凶を示すとの理解が一般的だった作況指数⁴⁶について、現場の実感と作況指数のずれ等が指摘されていた。これに関し小泉農相は、統計自体の誤りではなく、実感に合わなくなっていた点を問題として、令和7年6月16日、米の作況指数の廃止を表明した。そして、「作況指数は、その年の10a当たり収量が、過去30年間のトレンドから算出した平年収量と比べて多いか少ないかを示すものであり、収穫量全体の多少を表すものではない。しかし、収穫量全体が多いか少ないかを表しているというふうを受け止めておられる方が多い」とし、「こうした現状を真正面から受け止めて正さなければ、統計と実態のずれを放置することに繋がりがねない」（6月17日会見）とした。

その後、小泉農相は、作況指数の取りやめ等に係る「基幹統計調査の変更について」を7月11日、総務大臣に申請した⁴⁷。その内容は、作況指数の集計を令和7年産の調査から取りやめること、作況指数に替わる新たな指数は作成しないこと、単収（10a当たり収量）に係る経年比較のデータは前年産との比較のみとすることであった。農林水産省はこの理由として、作況指数の計算過程で分母として用いる平年単収が30年という長期間のすう勢を踏まえているために、近年の急激な気象変動を反映できておらず、北海道や東北の米の主生産地を中心に実態と合わない地域がある、「作況指数」について単収に係る指数であるにもかかわらず、収穫量全体の多少を示す指数であるとの認識が浸透しており、その解消が困難であるなどとして、作況指数に替わる新たな指数は作成せず、単収に係る経年

⁴⁴ 農林水産省「新規需要米等の用途別作付・生産状況の推移（平成20年産～令和6年産）（実績版）」

⁴⁵ 第217回国会参議院農林水産委員会会議録第8号10頁（令7.5.13）

⁴⁶ 作柄の良否の表示区分は、従前、「良」が106以上、「やや良」が105～102、「平年並み」が101～99、「やや不良」が98～95、「不良」が94以下としていた。

⁴⁷ 令和7年7月11日付け7統計第287号により申請。なお、農林水産省の基幹統計は、農林業構造統計、牛乳製品統計、作物統計、海面漁業生産統計、漁業構造統計、木材統計、農業経営統計。

比較のデータについて、前年産との比較のみとするとした。これに対し、本件を審査した総務省統計委員会（産業統計部会）は、国の最も重要な作物である水稻に係る単収の経年比較データについて、前年産との比較のみしか公表されなくなるという状況は適切ではないとした。そして、9月29日、新たな指数を集計・公表することを前提に答申し、これを受け農林水産省は、10月10日公表分から「作況単収指数」へと変更した。

作況単収指数は、作況指数が過去30年の「平年収量」を基準としていたのに対し、直近5年間の収量のうち最高・最低を除いた3年平均（5中3平均）を基準とするもので、これにより、気候変動の影響を迅速に反映し得る仕組みとするとともに、「良」、「不良」等の用語を廃止、そして「作況単収指数」に名称変更することで、一律の豊凶判断でなく、単位面積あたりの収量変化を示す指標であることを明確化するものである。

小泉農相は、この作況単収指数について、「単収の比較であることがより明確になり、統計の性質を正しく理解していただくことにつながる」とし、「例えば、近年の高温の影響で10a当たり収量が増加している北海道や東北では、作況指数だと103で作況単収指数だと101となり、直近の収量が反映されることになって、現場実感とのずれの解消につながる」（9月30日会見）との期待を示した。

あわせて、主食用米収穫量の集計に用いるふるい目幅を見直し（従来のふるい目幅による収穫量も引き続き集計）、参考情報として白未熟粒等の割合を公表することとした。ふるい目幅とは、小さな粒や未熟な粒をふるいにかけて取り除く際の目の大きさを指す。この目幅は各地で1.85ミリや1.9ミリが多く使われている実態にあるため、「統計調査で使用する1.7ミリのふるい目と生産者が普段使用しているふるい目の違いにより、調査結果が生産者の実感と合わないことが明らかになった」（10月10日会見）として、都道府県ごとに最も多い割合の目幅（1.8ミリ～1.9ミリ）を用いた収穫量の集計、公表に見直した⁴⁸。

6. 令和7年の増産機運の高まりと生産動向

（1）米の増産への転換

日本の米政策は長期にわたり生産抑制策が講じられてきたが、石破内閣総理大臣は、令和7年7月の第2回米の安定供給等実現関係閣僚会議で、「今般の価格高騰の要因や対応の検証は重要であります」とするとともに、「これらの検証を行い、7年産から増産を進めてまいります」とした。そして8月の第3回の同会議において、今後、需要と供給を結びつける流通の透明性の確保と適正化を通じ、消費者・生産者がお互いに納得できる価格に落ち着いていくことが重要であるとした上で、今般の政策の方向性として、現時点では、生産量に不足があったことを真摯に受け止め、今後の需給ひっ迫に柔軟かつ総合的に対応できるよう「増産に舵を切ることを明確に示した。こうした経緯を踏まえ、農林水産省は、7年8月29日に公表した「令和8年度農林水産関係予算概算要求の概要」のタイトルに、「～米の需要に応じた増産実現予算～」とのサブタイトルを付していた⁴⁹。

⁴⁸ なお、作況指数の算定に用いられるふるい目幅は平成27年度に見直されている。

⁴⁹ 7年12月26日公表の「令和8年度農林水産関係予算の概要」にサブタイトルは付されていない。

（２）令和 7 年産の生産動向

4 年産から 6 年産の主食用米の生産動向は、国の需給見通しを踏まえ、作付面積は約 125 万 ha、生産量は 670 万トン程度で推移していた。しかし、7 年産は、7 年 3 月の基本指針の生産量見通し 683 万トンを大きく超える 746.8 万トン（ふるい目幅 1.7 ミリベース）となった（作付面積は 136.7 万 ha）⁵⁰。こうして 7 年産は、7 年 3 月の基本指針の需要見通し 663 万トンを大きく超えて生産されたことに加え、政府備蓄米の市場放出が 59 万トンに上り、また、国産米の価格高騰を受けて輸入が増加し、MA 米の S B S 方式輸入 10 万トンに加え、枠外税率を払って輸入した米も約 10 万トン（9.7 万トン）に上った。また、12 月末現在の民間在庫量は 338 万トン⁵¹と高い水準となった。

（３）令和 8 年産の作付動向

鈴木農相は就任会見で、米の生産のあり方について、基本的には需要に応じた生産が原理原則とし、「特に米の分野は、難しいのは 1 年に 1 作しかできません。そういう中で、これまで私たちの国の歴史は、米生産については、需要の減少、国内消費の減少。これに向き合うという、これが最大の課題であった（略）。そういう中で、国の役割というのは、需要をしっかりと作っていくということ。海外も含めてマーケットを、拡大をしていくということ。この努力は、まず第一にしなければならない（略）。その上で、大きくなったマーケットに対してそこに向けて、生産を見合ったように拡大をしていく。こういうことだというふうに考えていますが、マーケットありきでこれは考えなければならないことなので、生産側からだけで増産をし続けるということは、現実的には難しいだろう」（10 月 22 日会見）とした。

その後、農林水産省が 10 月 31 日に公表した「基本指針」は、7 / 8 年の需要見通しを 697 万トン～711 万トンと幅をもって設定、7 年産の生産見通しを 748 万トン、そして 8 年産は 711 万トンとした。これについて鈴木農相は、8 年産の需要見通しを最大 711 万トンとするのに対し、生産量の見通しは、余裕をもって設定するとの考えの下で、一番上位の値にしたとした。そして増産の方針の転換かと問われ、「中長期で見れば、需要をしっかりと拡大をして増産トレンドというのを作りたいが、今すぐに大幅に増産に踏み切れば、それは需給の安定、バランスを崩すと認識している」（10 月 31 日会見）とした。さらに、鈴木農相は米政策の方向性について問われ、「食料・農業・農村基本計画において、2030 年の生産目標を 2023 年比で増大する、791 万トンから 818 万トンとすることとしており、この目標の下で各生産者が需要に応じた生産を行うことを大前提に、米の増産に前向きに取り組めるよう、環境整備を進めたい⁵²」とした。

7. 米の安定供給に向けた政府の対応策

農林水産省は令和 7 年 11 月、「米の安定供給に係る短期的な対応策」を取りまとめ、①

⁵⁰ 農林水産省「令和 7 年産水陸稲の収穫量」（令 7.12.12）

⁵¹ 農林水産省「令和 7 年 12 月の米穀流通の動向（集荷、販売、民間在庫）」（令 8.1.30）

⁵² 第 219 回国会参議院農林水産委員会会議録第 2 号 25 頁（令 7.11.20）

米の安定供給に係る消費者・国民の安心を確保する、②より精度の高い情報に基づき市場関係者が経営判断を行うことで結果として適正かつ円滑な流通を促進する、③国が流通状況に応じた的確な措置を講じることができるようにするため、「生産量に関する統計調査の精度向上」、「需給の変動に柔軟に対応できる需給見通しの作成」、「流通構造の透明性確保のための実態把握の強化等」、「今後の備蓄政策について、さらに早急に検討を進める」との4つの柱について対応策を講じることとした。

12月には、「食糧法見直しの方向性」を取りまとめ、流通構造の透明性確保のための実態把握の強化等に係る①在庫量、出荷・販売取扱量等の流通情報の把握など実態把握強化、②届出事業者等の違反を抑止し是正するための的確な情報把握を担保する措置、また、今後の備蓄政策に係る①生産量の減少以外の不足要因にも対応できるよう備蓄の定義(目的)の見直し、②民間備蓄について官民の役割分担と運営方法等につき民間事業者の意見を踏まえた上での具体的な仕組みについて、食糧法の改正による措置を検討しているとした。

8. おわりに

平成5年の大冷害は、作況指数74に示されるとおり、生産量そのものの不足が明白な事例であった。他方、令和6年に顕在化した今般の問題は、生産量(玄米ベース)自体は需給見通しの水準にあると認識されていたものの、結果として、精米して市場に供給された数量が需要に対して不足していた。すなわち、生産量不足ではなく、需要見通しの誤りと、統計指標と市場実感との乖離の中で、供給量不足との判断が遅れた点と言える。また、流通構造が複雑であることから、流通の目詰まりなのか、市場供給量そのものの不足なのかの判別も容易ではなかった。仮に初期段階において市場動向を踏まえた需要見通しへ迅速に修正されていれば、関係者による生産・流通面での対応が早まり、価格上昇の拡大を一定程度抑制できた可能性は否定できない。しかし、米価は2倍を超える水準に達し、その後、約60万トンの政府備蓄米の放出、輸入米の増加、さらに令和7年産米が市場に供給された後も、令和8年2月時点で、状況が落ち着いたとは言い難い。

主食であり、また、加工用等にも広く用いられる米を、必要などころに必要な量を安定的に供給するためには、主食用米を含めた米全体の生産量と輸入米を含む市場流通量の見通しの策定、実態を踏まえた需要動向の把握に基づく需要見通しの策定、そして適切な政府備蓄水準の確保と必要時における迅速な市場流通手段の確保といった、米政策の基本に関わる諸課題に体系的に取り組むことが求められよう。

そのため、上述の短期的対応策を着実に実施していくとともに、今般の問題について、米の需要見通しと実態との乖離が明らかになるまで約1年を要した事情を含め、全体像を俯瞰した検証と総括が不可欠である。このことは、農政に対する信頼の確保のみならず、主要食糧の安定供給の確保、ひいては食料安全保障の強化に直結する課題といえよう。

(にいつま けんいち)